

公告第352号
令和4年2月25日

被保険者各位

共同通信社健康保険組合
理事長 小渕 敏郎

◎ 令和4年度任意継続被保険者の保険料について

当健康保険組合の被保険者は、退職後（継続雇用契約の終了含む）も任意継続被保険者として最長2年間残ることができます。

健康保険法および当健康保険組合の規約に基づき、任意継続被保険者に適用される令和4年度の標準報酬月額は50万円（注）です。

なお、健康保険料率は1000分の92、介護保険料率は1000分の17です。

記

（標準報酬月額が50万円の場合の保険料）

健康保険料（月額）	46,000円
<u>介護保険料（月額）</u>	<u>8,500円</u>
合計	54,500円

（注）

退職前（継続雇用契約の終了含む）の標準報酬月額が50万円より高い場合、任意継続被保険者としての標準報酬月額は50万円として保険料を計算します。

また、退職前（継続雇用契約の終了含む）の標準報酬月額が50万円よりも低い場合は、退職前の標準報酬月額を基に保険料を計算します。

以上